**院外処方せんマニュアル（保険薬局用）**

1. 対象患者および院外処方せん発行時間

（1）院外処方せんを発行する患者

・原則、全ての外来患者

　（2）院外処方せん発行時間

　　　　・月～金曜日　8：30～17：00（土・日・祝日・年末・年始を除く）

1. 疑義照会および報告について
2. 疑義照会について

・処方内容についてはＦＡＸでお願いします。

　　　　　　（病院ホームページ「医療関係者の方へ」をクリックすると「保険薬局の皆様へ」があり、その中に疑義照会マニュアルがあります。疑義照会票を使用して下さい。）

・返答は薬剤科よりＦＡＸで行います。

　　（できるだけ急いで対応したいと思います。）

・保険などに関するお問い合わせも疑義照会票をＦＡＸして下さい。

　　（医事科で対応します。）

・応対時間は原則、診療時間内です・

　　（8：30～17：15）

1. 副作用報告について

・疑義照会票を用いＦＡＸで報告して下さい。

　　（２４時間受け付けます。）

1. 調剤過誤・事故の報告について

・日本薬剤師会作成の「薬局・薬剤師のための調剤行為に起因する問題・事態が発生した際の対応マニュアル」別紙２「調剤事故（過誤）報告書」を当該薬局より薬剤師会にＦＡＸした後、余白に当院患者ＩＤ番号を記入し患者名を一文字おきに塗りつぶし当院へＦＡＸして下さい。

　　 （２４時間受け付けます。）

1. その他の情報共有について

・上記（1）～（4）以外の事で病院と情報を共有したほうが良いと判

断される内容につきましては、概要を記入してＦＡＸして下さい。

（フォーマットは決めていません。）

1. 処方せんの紛失（有効期限内）

　　　・保険薬局からの電話での再発行依頼は受け付けません。

　　　　患者来院後に手続きを行いますので、来院を促して下さい。

1. 院外処方せんの手書き修正について

　　　・院外処方せんに、有効期限（医師の訂正印があります。）以外で手

書きれた処方内容がある場合、当該処方せんは無効です。

ただし、リフィルの指示に限り、リフィル可の二重線に訂正印を押し

た上で手書きになる場合があります。

　　　　 ・公費・保険などの記号番号を手書きで修正・書き足す場合があり

ます。その際、修正した箇所に訂正印を押印しますので有効処方

せんとして取り扱い下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成27年３月　作成

 令和 ６年９月　改定

見附市立病院

　住所：見附市学校町2丁目13番50号

　電話：0258-62-2800（代表）

　ＦＡＸ：0258-86-7882（薬剤科直通）